

「輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見

国内の貿易手続き窓口を一本化する動きの一環として、2010年2月に外為法に基づく貿易管理手続の電子システムである「貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）」を通関手続の電子システムである「通関情報管理システム（NACCS）」に統合するのに伴い、9月27日にて「輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令案等」が公表された。

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会ならびに物流委員会では、この機会に同省令改正案に対する意見に加え、「輸出管理システムの電子化」に対する要望を意見書としてとりまとめ、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課宛に両委員会連名にて提出した。

「輸出管理規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見

平成21年10月26日
社団法人日本貿易会
安全保障貿易管理委員会
物流委員会

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会ならびに物流委員会は、本年9月27日に公示された表題省令案に関するパブリックコメント募集に対して、両委員会のコメントを以下の通り具申する。なお、今回のパブリックコメントの対象とはなっていないが、この機会に中長期的な提案として、「輸出管理システムの電子化」について合わせ要望致したく、ご留意いただければ幸甚である。

今回の省令案に関して

今回の改正省令案は、「貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）」の「通関情報処理システム（NACCS）」への統合に伴い、従前経済産業省が行ってきたJETRASの利用申請者に対する識別番号、暗証番号等の通知・交付業務の廃止を対象としているため、本改正案については、特に異論はない。ただし、「JETRASのNACCSへの統合」そのもの、「輸出管理システムの電子化」等に関して、以下の通り提案並びに確認したい。

1. パブリックコメント募集の対象について

今回のパブリックコメントでは、JETRASのNACCSへの統合による関連業務の廃止が対象とされているが、統合自体に関しては、これまで広く意見を求められた経緯もなく、また、今回もシステム統合の背景、概要、メリット等への言及が成されていないため、全体像が不明確である。従い、全体像の説明会開催をご検討願いたい。

また、今後、意見募集等の際には、回答する側がその全体像を把握した上での適切な検討、意見を行えるようご配慮いただきたい。

2. 統合によるメリット等について

今回のシステム統合とは、ID、PW等の統一のみならず各システムのサーバを統合するものと理解しているが、今回の統合に伴い、開発費並びに維持管理コストをどの程度想定し

ているのか。また、現状のシステムと比較してどの程度の運用コスト低減を見込んでいるのか、現状8%と言われる利用率がどの程度上昇することを想定しているのか、ご回答いただきたい。また、現行無料となっているJETRASの利用料が統合後も無料であるかどうかを確認させていただきたい。

3. E/Lの電子化について

E/Lの電子化を予定されているとのことだが、100%電子化するのか、それとも一部紙による申請も受け付けるのか。また、電子システム経由で申請した場合、例えば通関許可時に裏落とし等バランス管理も自動的に行われ、情報の共有ができるのか等、電子システム経由の申告におけるメリットを含め、電子ライセンスの具体的なイメージを明示いただきたい。

4. システム関係手続の対応

システムの利用説明会、利用マニュアルの充実、きめ細かな対応ができるヘルプデスクの設置等をお願いしたい。(トラブルがあった場合のヘルプデスクの設置)

輸出管理システムの電子化について

わが国が厳格な安全保障貿易管理を実践することは国際的な責務である。日本貿易会はこれまで、わが国の国際競争力維持の観点から、香港、韓国、シンガポールや欧米先進国と同様の効率的な輸出入管理システムの実現を要望してきたところである。ことに該非判定関係については、最終責任者とされる輸出者だけに過度の負担がかからぬよう、行政機関による該非判定サービスの提供や、該非判定に係る事前相談の充実化等について繰り返し要望を行ってきた経緯がある。

また、JETRASのNACCSへの統合に関しては、“次世代シングルウィンドウ官民懇話会”の場においても、意見を述べたところであるが、今回の意見募集の機会に改めて下記項目を含めた抜本的な安全保障貿易管理システムの業務の見直しを要望し、一日でも早くユーザーにとって効率的かつ、使い勝手のよいシステムの構築をお願いするものである。

- (1) 経済産業省、もしくは同省の外郭団体等行政機関が該非判定をオーソライズする。
- (2) 該非判定、E/L、I/L申請、輸出申告、実績報告を電子的なシステムで管理する。
- (3) ECCNを採用し、管理体系を国際標準に準拠する。
- (4) 許可の種別(個別E/L, 包括E/L等)をシステムで判定する。
- (5) 該非判定あるいはE/L申請時に必要な添付書類で電子化が困難または効率的ではない場合は添付書類を紙で提出することを認める。
- (6) E/L自体を電子化し、紙は参考とする。
- (7) システムで残管理、有効期限管理を可能とする。
- (8) NACCSとシームレスな連携を行う。
- (9) 実績報告は監督官庁が自ら入手し、管理する。
- (10) システムが提供する入出力機能以外に、国際標準に従ったEDI仕様を提供する。

以上